

医療法人社団喜峰会 東海記念病院訪問リハビリテーション 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団喜峰会が開設する東海記念病院（以下「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション事業及び介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士または作業療法士（以下「理学療法士等」）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、事業所の理学療法士等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、事業所の理学療法士等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 東海記念病院
- ② 所在地 愛知県春日井市廻間町字大洞 681-47

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 1名以上
理学療法士 1名以上
作業療法士 1名以上
従業者は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。（ただし、国民の祝日、年末年始を除く。）
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

（事業の内容）

第6条 訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画または介護予防訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

（利用料等）

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、春日井市、小牧市の一部(大草・城山・高根・光ヶ丘・桃ヶ丘・大山・大山中・篠岡・野口・林・林北・池之内・古雅・上末・下末)、名古屋市守山区の一部(上志段味・中志段味・下志段味・笹ヶ根・吉根・吉根南)、瀬戸市の一部(十軒町・内田町・三沢町・水北町・中水野町・北みずの坂・みずの坂・ききょう台・ふじの台・ゆりの台・さつき台・東山町)、尾張旭市の一部(旭台・柏井町・旭ヶ丘・城山町・平子町)、岐阜県多治見市の一部(大平町・市之倉町・脇之島町・諏訪町・三の倉町・甘原町・富士見町・美山町・赤坂町・喜多町・池田町・前畑町・平和町)とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所の職員は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、理学療法士等その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ③ 事業所において、理学療法士等その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
 - ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、理学療法士等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団喜峰会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月1日から一部改訂して施行する。

この規程は、平成30年9月20日から一部改訂して施行する。

この規程は、令和元年6月1日から一部改訂して施行する。

この規程は、令和2年4月1日から一部改訂して施行する。

この規程は、令和3年4月1日から一部改訂して施行する。

この規程は、令和4年6月1日から一部改訂して施行する。

この規程は、令和6年3月25日から一部改訂して施行する。